

## 第12回気仙沼市震災復興推進会議について(開催概要)

1 日 時：平成27年1月13日(火)午後2時～午後3時50分

場 所：本庁舎 第1～3会議室

出席委員：37名(代理を含む。欠席5名)

### 2 議事内容

- ・復旧・復興事業の進捗状況について

### 3 主な質疑等

- ・浦の浜地区の防災集団移転について、用地取得の見通しは怎么样了のか。

→地元の意見を聞き、造成可能かどうかを検討してきた。その中で、造成場所が若干移動している。最終的な合意にまでは至っていないが、何とか早期にまとめていきたい。

- ・漁港の整備状況について、平成26年度末に工事が完了しないところがある。平成27年度以降の予算は確実に確保でき、工事を実施できるのか。宮城県の防潮堤が終わらないために、期間内に終わらない事業はないか。

→実施が決まっている工事については予算の見通しがついている。ただし、工事内容に大きな変更があったときには増額することになり、確実に予算確保できるとは限らない。

→漁港施設と既存の防潮堤を含む海岸保全施設は、元々あったものを直す災害復旧事業であり、基本的には予算は確保されている。一方、新設する防潮堤については、平成27年度中に設計が終わる見込みがない、合意がされていない部分は、予算が確保できない恐れがある。平成27年度中に金額を見積り予算要求するよう頑張りたい。

また、三陸道のように、今は全額国負担の事業が、平成28年度以降について県で少し負担するよう求められたら遅れてしまうかもしれない。平成28年度以降も予算をしっかりと確保するよう国に働きかける。

- ・市管理漁港に係る防潮堤整備の未合意地区について、いつ頃どのように合意形成するのか。(大島の漁港を例に)

→磯草漁港は、隣接する県の防潮堤の話もあるが、県道の高さも影響することから併せて協議している。長崎漁港は、隣接する小田の浜海水浴場について、地元が原型復旧を求めており、地元と協議することとしている。

→磯草漁港と長崎漁港については、隣接する県事業と一体となっているから、市だけでは決められない。住民にお示しする前に、国、県、防潮堤、道路、農地等多数の関係者と事前調整している。その中で、案を作り直したり、新たな調整に入ったりと、県事業についても、市は協議等に入り関わりを持っている。

- ・L S A (生活援助員)の配置について、マンパワー不足である中でどのようにして運用するのか。

→仮設住宅では緊急雇用創出事業を活用していて、3年が経ち、居住者との信頼関係を構築してきた。緊急雇用事業終了後は、友愛訪問員事業の人材をL S Aに移行し継続したいと思う。マンパワー不足解消については、県の協力を頂き、今年度、新年度とも十分な確保を努めたい。

- ・防災集団移転、災害公営住宅への移転が始まるが、自治会のあり方について、市は関わっていくのか、関与しない方針か。

→南郷の災害公営住宅の場合は、地域の行政区の自治会長等と話し合いながら調整してきた。今後も、災害公営住宅ができる地区等について、意見を聞きながら対応したい。

- ・災害公営住宅は商店、病院、学校から遠いことが多いと言われる。コンパクトシティによるま

ちづくりについて、市はどう考えるのか。また、市が考えるのではなく自然発生すればよいという考えなのか。

→当市の災害公営住宅、防災集団移転は、コンパクトというよりは各地域のコミュニティを大事にする趣旨で用地選定を行ってきた。経費がかかるかもしれないが、平地が少ない状況の中、まとまった土地に人を集めるまちづくりは住民の移動が大きく、取り組む手法ではないと思う。災害公営住宅と学校等施設までの距離については、全部理にかなった場所は少ないと思うが、市が事業主体として意識して用地選定をしてきた。実際のまちが市の計画通りにならない場合があるので、多くの方々に参加して頂き、皆様の意見を聞きながら取り組みたい。

・太陽光発電設置補助制度が平成 26 年度までとなっているが、平成 27 年度以降はどうする予定か。また、公共施設太陽光発電設備導入事業は平成 27 年度までであるが、間に合わない箇所はどうするのか。

→太陽光発電を利用する個人、事業者数は、平成 26 年 12 月現在、順調に伸びている。個人住宅については、防災集団移転待ち等の理由で期限に間に合わない人のために、条件は変わるかもしれないが基本的には継続すべきと考えている。

公共施設太陽光発電設備導入事業については、市内の施設への導入がかなり進んでいるので、平成 27 年度末で終了になる予定である。ただ、設備の電力が小さいことから、公共施設や避難所には別に発電機も設置している。

・仮設住宅の集約は、具体的に進んでいるのか。居住者が増えることはあるのか。また、仮設住宅を出ていく人が増え、自治会の運営が厳しくなり、市からの補助がなくなるとか、集会所が市の管理になる等の懸念がある。どうしたらよいか。休止組織との違いも教えてほしい。

→応急仮設住宅の集約については、再建時期等未確定の世帯の意向も考えながら、平成 26 年度末までに集約に向けた計画を策定したい。入居者の意向を聞きながら考える。平成 27 年度に説明会を行い、平成 27 年度末から集約を進めたい。

→仮設住宅での自治組織の内、11 組織が休止状態である。休止組織でも、2ヶ月交代の班長制をとるなど、市の情報が伝わる体制を整えている。平成 24 年度から地域支援員 11 名が仮設の自治会支援を行い、今後も活動を続けていく。自治会の運営補助金は、自治会がなくなると受けられない規則になっているが、仮設の集約と併せて支援を検討していきたい。

→補助金は、きちんと管理ができることが条件であり、できるだけ苦勞することがないようにしたい。実際には、応急仮設住宅の集約は簡単ではないと思う。応急仮設住宅には、応援職員等が特別な事情で入居することがあるが、いつでも移転をお願いする条件を課す新規入居のみである。また、同じ人に2回転居を求めない原則であるが、再建時期等が未確定の世帯があること等により、2回お願いすることもあるかもしれない。

・マグロ船の船員不足、沿岸漁業就業者が減少している。また、震災後ボランティアで市に入った人で市に住みたい人がいると思う。市は、こうした方々に、家賃の補助、空き家のあっせん等の支援を考えているのか。

→人口減少対策について市内連絡会議を立ち上げ、各課から政策を出させているが、移住者への相談窓口が必要であるという意見が出た。当面は、住宅のあっせん、補助をどこまで対象とするかである。I ターン組への支援は、市民・U ターン組とのバランスを考えて検討したい。

マグロ漁船に乗っている若者がいる。船主は何とか育てて、3年して免許を取ってもらい、幹部候補になることを期待している。このような人に将来も本市に住んでいただき所帯を持ってもらうことにつながるよう、定住の意思があることと、住宅の集約による退去があることを条件に、応急仮設住宅への居住を認める措置をした。当市も支援をし、かつ、それを外の人に分かるようにしたい。